

健臓発0625第4号  
平成22年6月25日

各 { 都道府県 }  
      { 指定都市 } 衛生主管部（局）長 殿  
      { 中核市 }

厚生労働省健康局  
疾病対策課臓器移植対策室長

臓器提供意思表示カード等の記載不備事例等の取扱いについて

今般、臓器提供意思表示カード等の記載不備事例等の取扱いについて、添付文書のとおり、社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長、各眼球あっせん機関の長及び財団法人日本アイバンク協会理事長宛てに通知しましたので、関係者への周知について御配慮をお願いします。



健臓発0625第4号  
平成22年6月25日

{ 社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長  
各 眼 球 あ つ せ ん 機 関 の 長  
財団法人日本アイバンク協会理事長 } 殿

厚生労働省健康局  
疾病対策課臓器移植対策室長

### 臓器提供意思表示カード等の記載不備事例等の取扱いについて

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）については、既に施行された部分を除き、平成22年7月17日から施行されるところですが、これに伴い、臓器提供意思表示カード（以下「カード」という。）の様式が改められることとなり、併せて、運転免許証及び医療保険の被保険者証にも臓器提供に関する意思表示をすることができる欄が設けられることとなりました。

これらの記載方法については、詳細を解説したリーフレットを配布することとされていますが、今後、記載不備事例が発生することが予想されます。

また、既に配布されている旧来のカードを引き続き所持していた場合には、その記載内容について、改正後の臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）に即して判断する必要が生じます。

このため、記載不備事例等の取扱いについて、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（以下「委員会」という。）における議論を踏まえ、下記のとおりとすることとしましたので、貴職におかれては、手続に遺漏のないよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、記載不備事例が極力発生しないよう、カードとあわせて配布されるリーフレット等において、記載方法を分かりやすく説明する等の周知が重要ですので、取組に遺漏なきようお願いいたします。

### 記

#### 1. カードの記載不備事例の取扱いに関する基本的考え方について

(1) 法における基本理念である「本人意思の尊重」の観点から、記載不備と思われ

る書面であっても、書面に残された記載内容からできるかぎり客観的に本人意思を判断する必要があること。

その際、記載内容に矛盾はないが本人意思を明確に確認する必要がある場合は、家族等の証言も踏まえ、本人意思を判断すること。また、記載内容が相矛盾するものであるなど、本人意思が判断できない場合は、当該書面に表示された内容は不明と取り扱うこと。

- (2) 改正後の法の解釈上、拒否の意思表示は書面によらないものであっても有効であることを踏まえ、(1)において書面に表示された内容が不明と判断される場合であっても、一律に意思不明とはせず、さらに家族等の証言により拒否の意思について慎重に確認し、拒否の意思が認められる場合には、法に基づく脳死判定及び臓器摘出を行わないこと。

## 2. 旧来のカードの解釈について（別紙参照）

- (1) 番号1のみに○がついていた（番号2には○がない）場合は、脳死下での臓器提供を希望していることから、心停止後についても“臓器提供を拒否する意思がない”と解し、家族の承諾があった場合に臓器提供を行うことができること。
- (2) 番号2のみに○がついていた（番号1には○がない）場合は、脳死後の臓器提供が選択可能な状況下で、心停止後の臓器提供のみに○をつけていることから、脳死判定を受けること、またその結果に従うことを“拒否していた”と解し、脳死下臓器提供は行わないこと。

## 3. その他

平成16年12月24日付け健臓発第1224001号当職通知の別添「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて」（別添参照）中、3（1）及び（2）は旧来のカードの記載不備事例の取扱いとして、また、3（3）及び（4）は新旧双方のカードの記載不備事例の取扱いとして、引き続き有効であること。